

令和2年4月9日
議員全員協議会承認
令和3年6月1日改定
議員全員協議会承認

遠野市議会議員新型コロナウイルス感染症対策に係る行動指針

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、議会運営に支障をきたすことのないよう、議会議員の行動指針を定める。

(出席の判断)

第2 遠野市議会議員は、会議等に参加するにあたっては、自身の健康状態をチェックし、良好と判断する場合に参加する。なお、次の各号に該当する場合は、会議等に参加しない。

- (1) せき、鼻水、のどの痛み等の風邪の症状があるとき。
- (2) 体温が、37.0℃以上であるとき。
- (3) 政府による、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の対象地域を往来した後、自身に症状が出ない2週間以内のとき。
- (4) 新型コロナウイルス感染症発症者、又は感染が疑われる者と接触した後の、自身に症状が出ない2週間以内のとき。
- (5) 新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は感染が疑われるとき。
- (6) (3)(4)(5)は、家族、同僚等に該当者が居る場合も含むものとする。

(出席の留意点)

第3 議会議員は、会議等に参加するにあたっては、次の各号を遵守する。

- (1) 手洗いをすること。
- (2) 手指消毒剤を使用すること。
- (3) マスクを着用すること。
- (4) 『3密』を避けること。

※1

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 多数が集まる密集場所
- ③ 間近で会話や発声をする密接場所

(議会事務局)

第4 議会事務局は、会議等の開催にあたっては、議場、会議室及び議員控室等の消毒等を行うとともに、『3密』を避ける環境を整える。

(感染等の対応)

第5 議員が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者、感染者と認定された場合は次のとおり対応する。

(1) 濃厚接触者と認定された場合

議員又は同居する家族が濃厚接触者と認定された場合は、次のとおり対応する。

- ① 議員・同居家族は保健所の指示に従い行動すること。
- ② 議員は速やかに議会事務局長（又は次長）に連絡し、自宅待機すること。

③ 議会事務局長は、速やかに議長及び新型コロナウイルス等感染症対策調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）委員長に報告し、情報の共有を図ること。

(2) 感染者と認定された場合

議員又は同居する家族が感染者と認定された場合は、次のとおり対応する。

- ① 議員・同居家族は保健所の指示に従い行動すること。
- ② 議員は速やかに議会事務局長（又は次長）に連絡すること。
- ③ 議会事務局長は、速やかに議長、特別委員会委員長及び遠野市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「市対策本部」という。）に報告すること。
- ④ 議会事務局長は、可能な範囲で次のことを行うものとする。
 - ア 当該者の直近（14日程度）の行動履歴等を聞き取りし、その結果を議長、特別委員会委員長及び市対策本部に報告する。
 - イ 議場、委員会室、会派室及び議会フロア各室の消毒を行う。

(3) 感染確認後における議会の対応

- ① 議員又は同居する家族の感染が確認された場合は、議長は特別委員会委員長と速やかに協議した上で、特別委員会の開催などにより、情報の共有を図るとともに、必要事項の協議を行う。
- ② 定例会及び臨時会の開会中に感染が確認された場合は、議長は特別委員会委員長及び議会運営委員長と速やかに協議した上で、議会運営委員会を開催し、会議の運営方法、会議日程等について、変更、縮小及び中止等の検討を行うものとする。

(4) 議会事務局職員の対応

議会事務局職員についても議員と同様の対応、行動を基本とする。

(5) 議員が感染者として確認された場合の情報公開

議員が感染者と認定された場合は、個人情報保護に十分配慮した上で、ホームページ等で下記の情報を公開する。

- ① 性別・年齢
- ② 感染が確認された日付
- ③ 状態（感染経路の状況、入院の有無、重症・軽症の別、自宅待機等）

（廃止基準）

第6 この行動指針は、遠野市新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止に準じ、廃止する。